

令和7年度 玉名市農業機械等整備事業説明書

(1) 申請について

【申請期間】・機械導入、施設の設置

令和7年4月7日(月)から令和7年5月16日(金)までの開庁時間受付

・ドローン技能認定

令和7年4月7日(月)から令和8年3月31日(火)までの開庁時間受付

※8時30分から17時まで(ただし、12時から13時は除く)

【申請場所】玉名市役所 農業政策課 (本庁舎2階)

・申請者が農業政策課へ持参して申請してください。(郵送での申請不可)

※書類は記入し、添付書類、資料を全て揃えた状態で申請のこと。

【申請に必要な書類】※様式は窓口配布又はHPからダウンロードして規定様式を使用のこと。

申請に必要な書類 ①-1補助金交付申請書

②-1収支予算書

③-1農業機械等整備事業計画書

添付書類・資料

・見積書(3社分・最低見積額採用での申請) ※カラーコピー不可

・カタログ(1部) ※申請対象に印をつける。

・通帳表紙裏見開きのコピー ※必ずコピーを持参のこと。

・申請者の「住民票」及び市税の「滞納のない証明書」(本庁市民課または
岱明・横島・天水支所市民生活課にて取得してください。)

【補助率・補助限度額・補助要件等】 ※申請対象により、内容が異なるので要確認

補助対象事業		補助率	補助金限度額	上記以外の	補助要件等
果樹関係	スピードスプレーヤ	25%以内	210万円	・作業道の平面図	・申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。)。また、認定新規就農者も含む。 ・スピードスプレーヤ導入については、可動できる園地の耕作面積が3ha以上あること。 ・当事業で導入した表示を行うこと。
	ハウス外部自動開閉装置	25%以内	28万円	・施設の平面図	・申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。)。また、認定新規就農者も含む。ただし、防油堤についてはこの限りでない。 ・防油堤設置個所は、自己所有地でない場合は、所有者からの同意書が必要です。 ・省力化防除機は、当事業で導入した表示を行うこと。
施設園芸関係	ハウス内部自動開閉装置		28万円		
	防油堤		5.6万円/箇所		
	省力化防除機		28万円		

普通 作 関 係	トラクター	25%以内	350万円	・④受託組合員等 名簿(団体等の場 合) ・団体規約 ・⑤-1小作計画書・ 作業受託計画書 (農地基本台帳を添 付)	・申請者は認定農業者であること(団 体等の場合は、認定農業者が1人 以上含まれること。)。また、認定新規就 農者も含む。 ・申請する経営体の自作地を含む面 積(小作地は利用権設定又は、農地 法3条により借り入れた土地に限る。) が5ha(団体等の場合は10ha)以上あ ること。 ・機種ごとに別途要件説明あり。 ・当事業で導入した表示を行うこと。
	コンバイン				
	田植機				
	乗用管理機(防除機)				
	農薬散布用ドローン		84万円		
共 通	・自走式動力噴霧器	25%以内	21万円		・申請者は認定農業者であること(団 体等の場合は認定農業者が1人以上 含まれること。)。また、認定新規就農 者も含む。 ・当事業で導入した表示を行うこと。
	・その他トラクター		70万円		
	・ドローン技能認定		5万円	・領収書又は入校が 分かる書類	・申請者は農業者であること(個人で の申請に限る。)

※補助対象機種(施設)は、掲載しているもののみ。(玉名市農業機械等整備事業実施要綱による。)

【注意事項・確認事項】 ※申請前に必ずお読みください

・申請者(事業主体)は、申請時に住所を玉名市内に有し、かつ継続して6カ月以上在住している人が対象となります。

・予算の範囲内(予算額30,000千円)で、補助金を交付します。なお、ドローン技能認定については、この中から30万円を予算額とし先着順に受付を行い、予算が無くなり次第事業終了とする。

・申請件数、金額により補助額が変動します。(平成28年度から補助率を一律25%以内とします。)

・国、県補助事業の対象となったものについての重複申請はできません。

・令和5年度から令和7年度までの3年間で、1戸または1団体当たりの補助限度額は、350万円となっており、限度額以上の補助は受けられません。(350万円に達した時点で打ち切り)
 なお、1戸において個人経営及び法人化した家族経営を行っており、その両方の申請を行う場合は、その合計額を1戸当たりの補助限度額内で申請するものとする。

・補助金の1千円未満の端数は切捨てた額で算定します。

・同種機械の複数申請はできません。また、過去に当事業補助を受けた機械は、法定耐用年数【7年間】(平成30年度以降申請分)は同種機械の申請はできません。

※平成20年度税制改正による。

※その他トラクターについても過去導入のトラクターと同種機械とする。

・中古の機械(実演機含む)は、補助対象外です。

・コンバイン・田植機・乗用管理機・農薬散布用ドローンについては、団体等のみ作業受委託証明で申請可能です。

・農薬散布用ドローンについては、国土交通省へ航空法に基づく飛行の許可・承認の申請を行い、許可・承認を受けること、散布実施計画及び実績報告を提出することが条件となります。

・トラクターについては、農地基本台帳での申請に限ります。なお、その他トラクターについての面積要件はありません。

・原則として補助対象は標準装備とし、付属品については個々の内容により生産性向上が見込まれ

ると判断された場合はその限りではありません。

- ・ハウス内部及び外部自動開閉装置(レール含む)のみ補助の対象になります。(被覆材・カーテンは資材扱いになり含みません。)

- ・ハウス自動開閉装置はモータまでを装置とし、補助の対象になります。(設置に係る費用は含みません。)

- ・前年度に申請の取下げを行った方は、翌年度の申請はできません。

- ・『事業費』とは、購入(設置)にかかる見積額(製品代<設置費>)を指します。(消費税込み)

- ・『補助申請額』の算定は、見積額から消費税を除いた部分で算定してください。

- ・【トラクター、コンバイン・田植え機、乗用管理機】は『小型特殊自動車』の農耕作業車であり、軽自動車税が課税されます。(道路運送車両法施行規則別表第1による。※公道走行の有無を問わず課税される。)機械取得時に申告し、ナンバープレートの交付を受けてください。(無申告は、法律違反です。)**【平成28年度から税額2,400円に改正(地方税法)】**

- ・農薬散布用ドローンは、航空法その他関係するガイドライン、運用等に従い使用すること。

- ・償却資産課税対象となる「機械」「施設」については、適切な申告を行うこと。

(2) 要件等の確認、審査

- ・申請締切り後、要件等の確認審査を行い、補助率、補助額を確定します。

- ・補助算出合計額が市予算を超過した場合等は、補助率が下がります。

- ・申請後、虚偽等が発覚した場合申請、交付を取り消す場合があります。

(3) 交付決定通知

- ・5月下旬頃を予定しています。なお、認定に関しましては随時行う予定です。

- ・補助金の『交付決定以前』に購入、設置されたものや、入校した場合については補助の対象になりません。

(4) 着工前写真の撮影【ハウス自動開閉装置関係、防油堤のみ】

- ・交付決定後、事業着手前に市担当者が現地にて撮影を行いますので、申請者が市担当者に連絡を入れ、日程打合せをお願いします。

(5) 事業着手

- ・申請内容に基づき事業を行ってください。(機械導入、施設設置または受講を行うこと。)

(6) 事業完了

- ・事業完了後、申請者の申し出により、市が導入または設置確認を行います。**【機械導入(施設設置)後、申請者が市担当者に連絡を入れ、日程打合せのこと。】**

- ・機械導入または施設設置後に市担当者が現物(現地)確認を行う際、機械については当事業で導入した表示を入れて撮影を行います。

- ・導入または設置確認後、書類がそろいましたら速やかに事業実施報告書を提出してください。

【事業実績報告書に必要な書類】

①-2補助金実績報告書

②-2収支決算書

③-2農業機械等整備事業実施報告書

③の添付書類

- ・領収書の写し※コピー持参

(支払証明書でも可。その場合は原本を提出のこと。)

- ・着工前写真(ハウス自動開閉装置関係、防油堤のみ)

- ・導入または施設確認写真

- ・認定に関しては受講が終了した事が分かるもの(受講終了証等)

【普通作関係のみ追加で必要な書類】

⑤-2小作実績書・作業受託実績書(作業受託の場合は、受託分の領収書の写し、第三者機関の証明書)

(7)補助金の請求

- ・市の様式の請求書を提出してください。
- ・会計処理(約1ヶ月)後、申請者口座へ振り込みを行います。

(8)その他注意事項

・当事業で取得した財産について、5年間は補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはなりません。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りではありません。

- ・補助金交付後5年間は認定農業者であること。

- ・補助金交付後5年間に亘り、保有状況の確認を行います。

・個人情報保護法の関係上、第三者による申請者の個人情報に関わる申請内容についてのお問い合わせはご遠慮ください。

■問い合わせ・申請先

玉名市岩崎163

玉名市役所 農業政策課 (本庁舎2階)

電話:75-1126 FAX:75-1167

※平日(開庁日)8時30分から17時まで(ただし、12時から13時は除く)